

JA共済からのご案内

令和6年4月「JA共済フォルダー制度」は「マイページ制度」に移行します。

令和6年4月1日から、利用者の皆さまにより充実したサービスを提供するため、「JA共済フォルダー制度」を「マイページ制度」に名称変更し、一部サービス内容を変更します。

○マイページ制度概要○

	令和6年3月以前	令和6年4月以降
ご契約をまとめて確認	<ul style="list-style-type: none">年一回、フォルダー契約案内書をお届けいたします。JA窓口等で、ご加入の契約をまとめて確認いただけます。	<ul style="list-style-type: none">年一回、契約案内書をお届けいたします。JA窓口等で、ご加入の契約をまとめて確認いただけます。
ご契約をまとめて管理・変更	<ul style="list-style-type: none">住所や電話番号等の変更を、ご加入の契約分まとめてお手続きいただけます。ご契約のフォルダー追加の際に共済契約者番号の記入が必要になります。	<ul style="list-style-type: none">住所や電話番号等をまとめて変更いただけます。 より簡単に!記入項目を見直し、窓口でのお手続きが簡単になります。

○「JA共済フォルダー」もしくは「Webマイページ」をご利用の皆さまは、特段のお手続き不要で変更後の「マイページ制度」をご利用いただけます。

○制度移行後も、JA共済フォルダー制度へのご登録により適用されている割引制度（自動車共済の複数契約割引、プラス割引等）は、引き続き適用します。

○「ファミリー登録サービス※」はマイページ制度への移行に伴い、令和6年3月31日をもって終了いたします。令和6年4月以降の契約案内書等は、ご指定いただいておりますファミリー代表者様への送付ではなく、各ご契約者さまへ送付いたします。

※ご家族の中で代表者を指定いただくことで、ご家族の方のご契約に関する情報を代表者の方にまとめてご案内するサービス

制度移行後のWebマイページの取扱いについて

Webマイページ未登録の方

Webマイページのご利用には、電話番号・メールアドレス等のご登録が必要です。

Webマイページご登録済の方

特段のお手続き不要で、継続してWebマイページをご利用いただけます。



Webマイページにご登録いただくことで、より便利にJA共済のサービスをご利用いただけます。

登録がお済みでない方は、ご登録をおすすめいたします。

ご登録はこちらから!



Webマイページ

PCやスマホからご自身の契約内容を確認したり、ご住所の変更等ができるWebサービスです。

Webマイページでもっと安心、もっと便利に!

Point ① 契約内容の確認



24時間365日
いつでもどこでも
契約内容や各種ご案内を
確認できます。

Point ② 各種Web手続き



住所や振替口座の変更
自動車共済の継続手続きも
Web上で完結できます。

Point ③ 払込証明書の データ発行



年末調整・確定申告に
利用できる控除証明データを
取得できます。

自動車共済

〔令和6年6月からの 主な変更内容について〕

組合員・利用者を取り巻くリスクや環境の変化に対応するため、令和6年6月に、自動車共済の仕組改訂を実施します。

1. レッカー・ロード費用保障条項の新設

これまでのレッカー・ロードサービスにおいて、保障対象外としていた「修理業者を自己手配した場合」の費用を保障対象に加えるとともに、帰宅等・宿泊・陸送等費用を保障するレッカー・ロード費用保障条項を新設します。

また、農業用自動車等についても、保障対象とします。

2. 車両諸費用保障特約の保障拡充等

<適用条件の変更>

車両条項を付帯しなくても特約を付加することができます。(対人賠償責任条項および対物賠償責任条項が付帯されている場合)

<保障内容の拡充等>

①保障対象の拡充

これまで保障対象外としていた、自然消耗を原因とした電氣的または機械的故障により、走行不能となった場合の損害を保障対象とします。

②代車費用の保障拡充

対象となる日数の起算日を「事故日」から「借り入れた日」に変更するとともに、自然災害によって代車を借り入れることができない場合等で、代替交通手段を利用した場合の費用も保障対象とします。

<レッカー・ロード費用保障条項、車両諸費用保障特約の保障概要>

	レッカー・ロード費用保障条項			車両諸費用保障特約	
	レッカー	ロード	帰宅等・宿泊・陸送等費用	積載動産損害	代車費用
提供形態	必須付帯 (特別割増・割引契約(資格審査契約を含む)・法人契約に限り任意付帯)			任意付加 (車両条項の付帯を必須とせず、いつでも中途付加可能)	
適用条件	全車種			自家用8車種	
対象事故	自力走行不能		自力走行不能+被共済自動車修理工場等まで運搬されること (現地で復旧した場合は対象外)	ア. (車両条項が付帯されている場合) 車両条項または車両損害限定特約に規定する共済金を支払うべき場合 イ. (車両条項が付帯されていない場合) 偶然な事故 ウ. 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的故障 ^{※3} による走行不能	
共済金額	合計 15万円限度 【現物給付・費用保障(事後精算)】		1万円限度/被共済者1名(帰宅等) ^{※1} 1万円限度/被共済者1名(宿泊) 15万円限度(陸送等) ^{※2}	200万円限度	3千円~2万円 (借入日起算 ^{※4} 、 30日間限度 ^{※5、6})

※1 事故等の事後的な対応の必要性などを踏まえ、「原則 24 時間以内」の利用制限は設けない。(現行の車両諸費用保障特約では「原則 24 時間以内」の利用制限あり。)

※2 被共済自動車の修理後、被共済自動車を引き取るために他の公共交通手段を利用した費用(往路1名分)も保障する。

※3 自然消耗を原因とした電氣的・機械的故障を含む。

※4 盗難の場合は、警察への届出日またはそれ以降の借入日とする。

※5 自然災害の影響による修理工場の混雑等の事情によって修理期間が長くなった場合は、代車借入日数を通算日数で計算する。

※6 事故日から1年以内の利用に限定する。

- この資料は、令和6年4月および令和6年6月の主な変更内容(主な仕組改訂事項等)について特記したものです。保障内容の詳細や変更内容の全てを記載した資料ではありませんのでご注意ください。
- ご加入(およびご加入のご検討)にあたっては、別途ご提案資料や「しおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。
- ご不明な点等はお近くのJAへお問い合わせください。